

524
135

6 7 8 9 6^{cm} 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 7^{cm}

始



26. 9. 27

W

1948

大東文化之神髓

第一輯

支那史上之自治的慣習

松井等

東洋政道之理想郷

角田貫次

大東文化協會

124-135

目次

支那史上之自治的慣習	松井等
一、序説	一
二、自治的慣習の起源	二
三、郷里自治の郷官	七
四、里と社	二〇
五、郷官廢止	二四
六、自治的慣習の存續	二六
七、會館と公所	三〇
八、結語	三三
東洋政道之理想郷	角田貫次
緒言	三五
一、莊内の地と人	三六
二、藩主としての酒井氏	三九
三、賢君忠篤	三〇
四、轉封命令	三三
五、領民の飄起	三五
六、愁訴運動一	三五
七、同	三六
八、同	三六
九、仙臺藩の文書	四〇
十、水戸藩の文書	四四
十一、領民大寄合	四四
十二、參觀出府の延期	四六
十三、「御迎へ」	四九
十四、最後の覺悟	五三
十五、幕命の取消	五三
十六、同	五五
十七、「御据り」	五七
十八、收束	六〇

支那史上の自治的慣習

松井等

一 序説

漢國山河在り、秦陵草樹深し、暮雲千里の色、處として心を傷ましめざるは無し。といふ唐詩を讀めば誰れしも亡國の迹を弔らふ感傷の氣分をそそられるであらう。精悍の氣宇一世を蓋へる秦の始皇帝の陵墓には本立ち疎らに草荒れて蜀山兀として阿房出でたる全盛の昔をたどる由縁もない。長安の未央宮も只一連の堆土を遺すのみであつて皇帝の尊きを知つた漢王得意の場面を想ひ起させる種とはならない。秦亡びて漢興り魏となり晋となり唐といひ宋といひ歴代興亡の迹が眼まぐるしく支那史上に映つて居る。國亡びて山河在りといふ物寂しき感傷が支那詩人の胸中に往來するのは然もある可き事と謂はなければならない。

然かし歴代の興亡と其れに絡まつた政治の沿革や人物の活動などが支那歴史の主要な部分を占めるものと考へるのは至當で無い。歴代の興亡と其れに伴なつた政治的現象の轉變とは支那歴史の海面に荒立つ大波小波のさわめきである。その大波小波の下には割合に穏やかな社會的生活が古今を通じて

(1)

大正
13. 8. 21
内交

平らに流れて居ることを考へなければならぬ。例へば春秋戦國といへば直ぐ其れを人民の生活が甚だしく脅かされ文化の發達が著るしく阻害された闇黒時代であると速断するが如きは輕卒な見解である。奸雄の野心や遊民の不平や外族の侵入などに因つて支那の政治的秩序が掻き亂された事は屢々あるにも係らず一般人民の生活は側面の觀察者が想像するほど痛苦に悩まされはしなかつたのである。それと反對に或る爲政者が善美の制度を立て細密の法令を布いて政治的統一の成果を誇つたとしても其れは支那の一般人民の生活に取つては必ずしも直接の影響を及ぼしたとは謂へないのである。その善美の制度といひ細密の法令といふものも多くは體面の修飾たるに止まつて人民の利害を切實に考慮して立案されたものは至つて少なかつたと思はれる。一榮一枯の夢の迹は支那詩人の胸を傷ましむるに餘りあり制度法令の善美の誇りは名君英主の芳名を史上に傳へて居る。然かし支那一般人民の社會的生活は幾多の政治的轉變から著るしき利害の影響を被る事なく又修飾された制度法令に由つて格別の恩澤を受ける事もなく其れ自身の平調にして悠長な發達の道程をたどり來つたのである。それは何故であらうか。畢竟自治的慣習が昔から支那に發達して居たからである。

二 自治的慣習の起源

支那の古史を考へて見るに神話的英雄たる黃帝の昔は言ふに及ばず堯舜禹の時代から降つて殷代周代に至るまでの支那民族發展の經路には不明の點が頗る多い。後世に起つた理想や臆測の上に浮び出

でた古史の幻影を透して支那民族發展の經路を釋ねて見ると支那民族は初めから或る英雄に統率されて強固な國家的團結を作つたのでは無く却つて彼等隨意的植民的開拓に由つて領土を擴げて行つたのである。彼等は黃河の河孟殊に今日の河南省地方を本據として北と南とへ領土の開拓を進めて行つたが其れは國家としての征服を目的としたのでは無く民族としての膨脹に任せたのである。

支那は建國の初めからして嚴密なる意味に於ての國家的團結といふ事に重きを置いては居なかつた其の國は多數の家族を寄せ集めた諸部落の一大集團であつた。君主はあつても其の地位は不安定なものであり地方には有力な領主たちがそれ／＼土地を占有して居り中央集權の力は極めて薄弱で地方分權の大勢が定まつて居たのである。書經の堯典舜典に見ゆる群后といふのは隨意に土地を開拓して一地方の領主となつた者を意味するのである。周代に至つて封建の制度を立て、諸侯に土地を分配したといふが然ういふ諸侯(即ち群后)は其れ以前古くから各地に散在して居たのであり周代に至つて改めて諸侯の建て直ほしを行つたまでである。此の如き統一不十分な部落集團の國が作られたといふのは支那民族が初めから或る英雄に率ゐられて國家的團結を固めたのでは無く民族隨意に植民的開拓を進めて自分たちの好むがまゝに發展して行つたからである。書經の禹貢に地方の物産を記載してあるのは植民的開拓の際に經濟調査に注意を拂つたからであり禹貢は實に植民的發展の結果を綜合して作られた地理書である。

植民的發展の初めには或る數の家族が未知の土地へ入り込んで部落を作る。さういふ部落が次第に

殖えてゆく中に或る部落が大きくなり且つ相當に堅固な自衛的設備を具へて都市となつて来る。主として交通の便利な經濟的利益の多い場所に都市が現はれるやうになる。自衛的設備の外に自治の方法も考へられて来た。元來植民的開拓の結果として成立した部落や都市であるから名義上は中央の君主の支配を受けるとはいへ實際はその土地に於ける共同生活の必要からして或る程度の自治的慣習が芽生えて来るのである。自衛的設備としては城郭が作られるやうになり自治的慣習として郷里の制が起つて来た。城郭を備へた支那の都市は畢竟部落が大きくなつて集團組織の固まつたものに過ぎない。支那の城郭の起源と構造並に地方的文化の中心としての都市の發達といふ事は興味深き研究題目であるが今は其の問題に觸れて居られない只自治的慣習についての研究を進める事とする。

支那の古史について春秋以前の事迹は斷片的に解釋を加へ得るだけであつて體系的説明を與へられないのと同様に自治的慣習の起源と發達についても春秋以前の事は漠として要領を得ないから今は春秋以後の事について考察を進めなければならない。只この際一顧を拂はなければならないのは周禮に見ゆる自治的慣習の記事である。

周禮に據ると一萬二千五百戸をば行政區劃上の一集團として其の管理者を郷大夫と名づけた。郷大夫はその郷の政教禁令を掌るものであつて上官たる司徒から與へられた教法の實施について責任を有するのであるが人民に對して其の教法を文字通りに實施すれば善いといふのでは無い、人民自身が賢能の人格者を推舉して治政の向上を圖り得るやうに人民を教導しなければならぬのである。畢竟人

民の自治的精神を助長するやうに仕向けて行くのが郷大夫の任務であつた。郷といふ集團は次のやうに區分されて居た。五家を比といひ五比(二十五家)を閭といひ四閭(百家)を族といひ五族(五百家)を黨といひ五黨(二千五百家)を州といひ五州(一萬二千五百家)が即ち郷となるのである。郷には郷大夫があつて管理者となつて居たやうに州には州長、黨には黨正、族には族師、閭には閭胥、比には比長が設けられてそれ々々管内の治安について責任を負うて居た。比から以上郷に至るまでの諸團體を通じて何れも自治的精神に本づいて其れ々々の治安を完うする仕組みであつたから其等の諸團體に屬する人民は吉事には相喜び凶事には相弔らひ互に助け合ひ戒め合つて治安を保ち善良の風俗を養ふやうに進まなければならないといふ趣意であつた。如上の比・閭・族・黨・州・郷の差別は都市に近い地域に適用されたものであつて都市を遠く離れた地域には別に次のやうな差別を設けたと謂はれて居る。即ち五家を隣といひ五隣(二十五家)を里といひ四里(百家)を鄰といひ五鄰(五百家)を鄙といひ五鄙(二千五百家)を縣といひ五縣(一萬二千五百家)を遂と名づけたといふのである。之れを前のもの比較すると大小の比例は同一であつて只遠近に由つて名稱を異にしたのである。それ等の事は周禮の地官司徒の篇に載つて居るが又郷里といふ稱呼が所々に見えて居る。この郷里といふのは右に掲げた二種の諸集團を總稱したものであつて郷(又は遂)以下の各自治的團體を一括した名稱である。禮記の祭義にも郷里といふ名が見えて居るが其の意味は周禮の郷里と同じである。春秋以後の例を以て推測すると里といふのは自治的集團の基本單位であり郷といふのは其の最大單位であつたと考へられる。つま

り郷と里との二ツが支那古代の自治的集團を代表したものである。

周禮には自治的慣習に關する記事が載つて居るが一般に周禮に掲げられた諸般の制度は餘り細密であつて其等の制度は理想として立案されたものが多く、實行されたものは案外ないのではないかといふ疑問が起つて來る。支那に於ても周禮の制度が果して實行されたものであるか如何かといふ點に深い疑惑を懷いた説が少なくないが其れは別箇の問題として孫詒讓の周禮正義には懇切に支那の古書を参照して周禮の制度を説明し周代の盛時に行はれた制度と春秋以後に實施された制度との異同を研究して居る。周禮正義は周禮の研究者に取つて貴重な参考書である。たとへ周禮に記るされた制度は春秋以後に行はれたものと相違する點があるとはいへ又その全部が一々實行されたものでは無からうと思はれるにもせよ周禮の制度は悉く架空のものであるとは考へられない。支那の國が初めから植民的膨脹に由つて形作られたと想はれる以上は自治的精神が早くから芽生えたのに不思議は無い筈である。又春秋以後に行はれた自治的慣習が些細の點で周禮の制度と相違があるとしても然ういふ慣習が早くから行はれて居たといふ事實を否定することはできない。要するに周禮に記るされた制度は支那古代の自治的慣習を繹ねるについて必ず参考しなければならぬものである。周代盛時の狀況は暫く措き次に春秋以後の自治的慣習についての觀察を述べやう。

三 郷里自治と郷官

郷と里との二ツは古代に於て自治的慣習に由つて組織された行政區劃の名であり是の二ツの外にもつと細かな區分を設けた事もあるが主として是の二ツが大小の單位となつて居たのである。

先づ郷と里との戸數を考へなければならぬ國語の齊語に據ると齊の管仲は九家を軌とし十軌(五十家)を里とし四里(二百家)を連とし十連(千家)を郷とする組織を立てたといふが是れは鵷冠子の王畿篇に五家を伍といひ十伍を里といひ四里を扁といひ十扁を郷といふとあるのと戸數に於て同等である。即ち里は五十戸で郷は二千戸である。然るに禮記の雜記下の孔穎達疏の中には七十二戸を一里とし或は百戸を一里とするといふ古傳を引用して居る。管子の度地篇にも百戸一里の制度が記るされて居る。後世になると百戸一里が普通の制度となつて居る。又春秋公羊傳宣公七年の何休の注には一里は八十戸といふ説を掲げてある。畢竟、里は何戸から成立つて居たかといふ事は時代々由つて相違があり其の沿革を正確にたどる事はできない。然かし秦漢以後は普通に百戸を一里とした有様が杜氏通典の職官篇に據つて窺はれる。二十五戸を一里としたのは春秋以前の制であつたらうと想はれる。里の戸數が一定しないとすると里を幾つか合せ郷の戸數も一定しなくなる是れも時代々由つて變遷があつたに相違ない。通典に據つて漢代以後の郷を考へて見ると漢代には五千戸以上を一郷としたが其れより戸數の少ない郷もあつた又晋代には五百戸以上に一郷、三千戸以上に二郷、五千戸以上

に三郷、一萬戸以上に四郷を置いたが次の劉宋の代には一萬戸を一郷としたと謂はれて居る。想ふに里といひ郷といひ制度の上では時代に由つて一定の戸数が規定されて居たのであらうが實際に於ては適宜の區分を設けたものと考へられるから戸數の問題は深く纏ねるには及ばない。

春秋以後には都市と村落とを通じて里の區劃が行はれて居た。里といふ下圍ひには門が設けられて其れを閭と呼んだ。説文に閭は里門なりと解してあり爾雅に巷門を閭といふとあるのも同様である。それ故に里のことを閭とも通稱した場合は少なくない。晏子春秋の内篇雜下篇に臨淄の都市が三百閭に分れて居たと謂つて居る。史記の萬石君傳には閭里といふ稱呼を掲げて居り三輔黃圖には漢の長安城の閭里一百六十と書いてある。劉向の列女傳に節女は長安の大昌里の人なりとあるのは長安城中に里の區分を設けてあつた事を示す一例である。後世になると里のことを坊ともいひ或は城中では坊といひ城外では里と呼んだ場合もあるが然ういふ煩はしい考證は省略して置く。

里の長たる者を周禮には里宰と謂つて居る。禮記の雜記下の孔穎達疏の中に里の長を里尹と呼んだといふ古説を引いて居り、韓非子の外儲説には里正といふ名を掲げてあり、管子の度地篇や汲冢周書の嘗麥解には里君といふ稱呼を載せ、後漢書の百官志の里の條には里魁といふ名を記し、同條の劉昭の注に引用された風俗通には里司といふ名を擧げて居る。隋書の百官志にも里司の名が見えて居る。後漢書の里の條には「里魁は一里百家を掌り其の下に什があつて十家を主どり伍があつて五家を主どりるのであつて互に相戒めて治安を維持する」といふ意味を述べて居るがこれは周禮に記るされた趣意

と同じである。管子の度地篇に賢民を擇んで里君たらしむとあるのは自治的慣習を本として里の名望家が推擧されて里の長となることを示して居るのである。

郷に長たる者は周禮では郷大夫と名づけられて居る。春秋左氏傳の襄公九年に郷正といふ名があり國語の周語には郷長といふ名が見えて居る。この二ツの名は何れも郷に長たる者を指したのである。郷に長たる者も里に長たる者と同様に土地の名望家が推擧されて任命されるのが通例であつた。後漢書の百官志及び其れに引用された風俗通に據ると漢代には郷は五千戸乃至一萬戸から成つて居たものらしく五千戸以下のものもあつた。五千戸以上の郷の長を有秩といひ別に三老と游徼とを置き郷の小なるものには有秩の代りに嗇夫を置いた。嗇夫は公務の爲めの勞役と租税の割り當てについて不公平のないやうにするのを任務とし、三老は教化を掌り風俗の改善について責任を負ひ、游徼は警察事務を擔當したのである。郷の役員が租税と教化と警察との三方面を分擔して自治的に治安を維持するといふ方針は前の秦代に行はれて居たものらしい。漢代の行政制度は秦代のものを繼承したものが多いのである。前漢書の百官公卿表に據ると秦代の制度として郷に三老が置かれて教化を掌つたといふことであるが恐らくは他の二ツの役名も秦代に用ひられて居たのではないかと察せられる。前漢の書高祖紀には年五千以上で徳望の高い者を人民の中から擇んで郷の三老としたが三老は郷に一人であるといふ事が記るされて居る。恐らくは是れも秦代の制に倣つたものであらう。

然かし三老といふ名は秦代以前にも見えて居る。墨子の備城門第五十二に城中の三老を招いて相談

するといふ記事があり號令門第六十には三老が問を守るといふ記事がある。この問は里の通稱であると解釋するならば里にも亦三老があつたといふ事になる。又墨子の中には里中の父老とか郷の長者父老とかいふ名が散見して居るが察するに是の長者父老として敬まはれた人々の中から三老の役に當る者が推舉されたのであらう。周禮に郷老といふ役名が載つて居るが其の任務が記されて居ない。恐らくは郷老といひ三老といひ畢竟同じものであつて元とは郷里統括の爲めの相談役といふ格であつたらう。それが秦代に至つて三老は教化を掌るといふ任務を興へられるやうになり租税と警察とを擔當する他の二役と協同して治安を圖る事となり郷里の自治的組織が一ツの制度として大成さるゝに至つたのであらうと思はれる。この三方面分擔の地方自治的制度は後の隋代まで存続して居たが隋代以後行政上の制度としては廢止され只慣習としてその實質を今日に傳へて居る。隋代以後の状況はなほ後段に述べる。

四里と社

郷里の組織と其の政治的意義とは大要右に述べた通りである。殊に里は郷の基本となるものであり郷里の制は實に里の中に於ける自治的團結に由つて活かされるわけである。里は一種の行政上の組合であり里内の住民が聯帶の責任を負うて里内の秩序安寧を保つて行くのを目的として居る。里といふ自治的組合が基本となり其れが幾つか集まつて郷といふ大きな組合を作るのである。郷の上には縣と

いひ郡といふやうな行政區劃が設けられて居たが縣や郡などは便宜上郷を幾つか寄せ集めたもので自治的組織は郷以下に適用されたのである。

里が自治的團結の基本として支那に於ける地方行政制度の根柢を成して居たといふ事は支那の政治史を考へる上に於て肝要な事柄である。而して里は只政治的に團結したばかりで無く實に社會的にも和合するやうに仕組まれて居た。その社會的和合は里と社祭の密接な關係の上に打ち建てられたものである即ち社祭を中心とする宗教關係が里の社會的和合を助ける有力な務めをなして居たのである。因つて次に里と社祭の關係を述べやう。

先づ社に於て何を祭つたのであるかを考へて見ると二三の異説はあるが根本は土地の神を祭つたものである。禮記の郊特牲に社は地を神とする所以の道なりと謂つて居り又土地は萬物を載せ人間の生活に必要な資料を提供するものであるから之れに對する感謝の爲めに社祭を行ふのであるといふ意味を述べて居る。社にも種々の差別があつた。禮記の祭法を見ると國王は配下の人民の爲めに大社を立て王自身のために王社を立て諸侯は配下の人民の爲めに國社を立て諸侯自身のために侯社を立て大夫以下は相集まつて置社を立てといふことである。いづれも土地の神を祭つたのであるが只一樣に大地の神を祭つたのでは無く或る部分部分の土地に限られた神々を祭つたものと察せられる。例へば國王はその領土の神を祭るために大社を立て自分だけに由縁ある土地の神を祭るために王社を立て諸侯もそれに准じて國社と侯社とを立てたものと考へられる。即ちその土地土地の守護神としての各別の地

神を祭つたものであつて只大地の神といふ一般的のものを祭つたのでは無からうと想はれる。置社も亦同様である。

置社は後漢の鄭玄が禮記の祭法の註に解釋して居る通り漢代の里社といふものと同様の性質を帯びたもので人民だちが相集まつて其の住地の地神を祭つたものである。漢代では通常百戸が一里を成して居りそれ以前には里の戸數には變遷もあつたらうが要するに人民が地方地方でその土地の神を祭るといふ慣習は餘程古くから行はれて居たのである。漢の陳平が里社の祭りの際に肉を切り分けながら自分も此の肉の通り天下を切り捌いて見せると壯語した話が前漢書の陳平傳に見えて居り里社の事はなほ多く漢代及びそれ以後の諸書に散見して居るが里社を設ける慣習は必ずしも漢代に始まるのは無い。

春秋戰國の頃に書社と呼ばれたものは即ち後世の里社と同じものである。里毎に其の住民の名簿を作つたからして之れを書社とも謂つたのである。(左傳哀公五十年、杜預の注)。書社といふ名は左傳を始め大戴禮・呂氏春秋・荀子・晏子春秋・史記などに散見して居る。里には社があり其の社を書社と呼んだのであるから書社は即ち里のことである。禮記の月令に民に命じて社せしむとあるのも勿論里社を指したのであり。左傳昭公二十五年に千社とあるのは千里といふのと同様である。史記の孔子世家に書社の地七百里とあるのは書社は即ち里なる事を意味して居る。里ごとに社を立て、其の土地の神を祭り社を中心として部落の集團を固めたのは遅くとも周代の事であり其の里を基本として段々に大

きな集團を作りその集團毎にそれ／＼の土地神を祭つたのである。社を中心とする里の集團を本として之れを行政區劃に適用するやうになつたからして里は或る範圍の地域を示す事となり書社何百里といへば或る廣さの地域を意味するやうになつたのである。

周禮では二千五百家を州といひ州社の祭祀の時に州の住民を集めて教令を説き聞かせたといふ事であるが里に於ても同様であつたに相違ない。社祭の折には里の人々が總出で手傳ひをするといふ事が禮記の郊特性に書いてあるがその祭りは氏子ともいふべき住民たちの和合を温めるについて有効なものとなり其の會合を利用して里の公吏から様々の心得方を言ひ聞かせられたのである。さういふ祭事を中心とする親睦和合の集まりが支那で謂ふ所の「社會」である即ち社祭の集まりといふ意味であり是の「社會」が地方自治的慣習の維持について有力な働きをしたのである。「社會」といふ稱呼が何時頃から支那に始まつたかといふ問題は別として南宋の吳自牧の夢梁錄卷十九に「社會」といふ題目の下にその頃の江南の「社會」といふものゝ狀況を述べた一章がある。それには土地神の祭りばかりでは無く文人・富豪・官人・商賈たちの様々の會の外に佛教・道教の信者たちの佛參や神祭なども含めてある。これは「社會」といふ語の意味か土地神の祭事の集まりといふ事から始まつて廣く雑多の寄り合ひを指すやうになつたものであるが支那で謂ふ所の「社會」といふ語の原義は古の社の祭りの會合といふ事である。近思錄卷九に宋の程明道が縣令となつてその郷民の「社會」の折を利用して様々の心得方を示して教化を圖つたといふ話を載せて居るが是の場合の「社會」は古來の祭りの會合を意味するものであらう

周禮・蔡邕の獨斷・班固の白虎通などの諸書を併せ考へて見ると里社の祭りには地神の宿る可き樹を神體として前に祭壇を設け外に垣を繞らしたただけであつて古代には社廟を作らなかつた。又墨子の明鬼篇・呂氏春秋の懷寵篇に叢社といふ語があるのに由つて見ると社は大抵こんもりした森の中に設けられたものであらう。戰國策の秦策に神叢といふ語があるのも同じく其れを指したものである。里の人々が總出で社の祭りを催して主として農作を祝ひながら歡樂を共にする傍ら里の公吏となつた父老たちから種々の心得方を示されて互に助け合ひ戒め合つて里の治安を保ち和合を温めるといふ事が支那古來の地方自治的慣習の基礎となつて居たのである。その里を段々に大きく範圍をひろめて郷といふものになり郷の公吏たちが郷の治安と和合について直接の責任を負ひ成るべく上司の手数を煩はさないやうに郷民を指導して行くといふのが支那の郷里の自治的制度であつた。秦漢以後郷の公吏たちが租税と教化と警察との三方面を分擔するといふ組織が定まりその公吏たちが郷官と名づけられた。郷里の自治的方針が一ツの制度に仕組まれて隋代まで行はれて居たのである。

五 郷官廢止

隋の開皇十五年に至つて郷官を廢止して了つた。古來の地方自治的慣習が制度として行はれたのは隋代までである。隋朝が郷官を廢したのは中央集權を徹底させ政治的統一を固めやうといふ目的に出たものである。然かし中央集權を徹底させやうとしかり政治的統一を確實に遂行しやうとしたりする

事は支那建國以來の國情に適應しないのであるから隋朝の目的も遂に成功せず了つた。

郷官を廢止した事は支那の行政制度沿革史上の重要な問題である。隋代以後古來の地方自治的慣習は種々の形に於て保存され現に今日に及んでは居るが一定の制度としての郷官が廢止された事は其の慣習の効力を減じたものと認めなければならぬ。尤も支那に於ては經驗から生まれか慣習が重んぜられ其の慣習が強い持久力を有つて居るからそれが一ツの制度として仕組まれる仕組まれないういふ事は慣習そのものゝ効力に取つて然程の影響はないと考へられる點もあるが然かし今迄制度として公認されて來か郷官が廢止されたとなると官司と人民の交渉が以前よりも直接のものとなつて來る。官司が人民に及ぼす利害關係が以前よりも複雑となつて來る筈である。支那の實情から言へば官吏は人民に取つて治安の保護者であるよりは寧ろ平和の攪亂者である場合の方が多いのであるが郷官の廢止といふ事は益々其の傾向を助長させる筈である。人民に對する官司の横暴な態度は支那の政治の重大な弊習となつて居るが其の弊習は郷官の廢止に伴なつて愈々露骨に現はれて來る筈である。

唐代にも百戸を一里としてその長に里正を置き五里を一郷として耆老又は郷長をして郷を管轄せるといふ方針を執つた事はあるがそれは隋代以前の郷里自治的制度を形の上に保存したものであつて職責の明確な分擔もなく又職員も減つて居た。従つて唐代には郷官の面影を留め多少舊來の制度を存続した姿であるとはいへ其の實効は次第に薄らいで來た。殊に唐末の永い動亂の間に古の郷里自治的制度の面影は殆ど消え失せて次の宋代となつては制度としての郷里自治的制度が全く破れたと謂つて

よいのである。

明代にも里老とか老人とかいふ名を付けて或る範圍の地方の長老たちに自治的責任を負はせた事はあるが其等の長老たちは權限極めて狭く多くは上司の命令を執行する事務員たるに過ぎぬ有様であり或は官命を利用して横暴の態度を敢てする者も少なくなかつた。即ち隋代以前の郷官の權限と郷里自治的制度とは殆ど全く忘れられて了つたのである。大體支那に於て官司が人民の生活に干渉を加へて不正横暴の弊害を曝らす事は宋代の頃から烈しくなつたのであり明代となつてから殊に著るしくなつて來た。これは只古の郷官の制度が亡びた爲めばかりでは無く其の他の政治上の弊風も加はつたからである。例へば甲の地方に生まれた人をば甲の地方の官吏には任命しないで遠くの乙の地方で就職させるといふ方針所謂本籍迴避が行はれ官吏は常に各地を轉々し永く一ツの地方に勤務しなくなつた爲めに實際の政務は役所に居附きの屬官即ち胥吏の手に左右されて亂脈に陥るといふやうな弊風が起つて來た。本籍迴避の制度は唐代に兆して明代に著るしくなつたものである。それ故に支那に於ける官吏の無責任で私利を逞しうする悪習は必ずしも郷官廢止の結果に歸するわけにはゆかないが郷官廢止の前と後とに於ける支那の政治の實況には相異つた趣がある事を認めなければならぬのである。

六 自治的慣習の存續

郷官の制度は廢止されたが郷里の自治的慣習もそのまゝ消滅したのでは無い。元來支那は經驗を重

んずると共に慣習に泥み易き國である。武よりも文を貴び力争よりも和交を主としたについては其の趣意を實行する爲めに幾多の經驗を積み根深き慣習を作つて來た。古來の地方自治的慣習も餘程古くから芽生えたものと考へられる。たとへ其れが制度としては廢止されても其の慣習は容易に亡びるものでは無き。

支那古來の郷里自治的慣習に於ては或る集團の人々が互に助け互に戒め地方官からの教令なども集團の長老の指導に由つて實施されるといふ有様であつた。郷官が廢止されて長老たちの權限も狭くなり責任も輕くなつたとはいへ長老たちを中心として人々が和合して秩序安寧を保つて行かうといふ慣習は永く後世に傳はつて居る。郷官の制度が行はれて居た間は郷とか里とかいふ區域毎に自治的方針が施されて居たと思はれるが郷官制度が無くなつてからは郷とか里とかいふ範圍に限らないで之れを小にしては一族一村の間、之れを大にしては世間一般に自治的慣習を普及させやうといふ企圖が現はれて來た。社會的生活の諸方面について然ういふ企圖が現はれて來たのである。

宋の范純仁(文正公)は一家親族の衣食婚嫁喪葬の費用に充てる爲めの田地に關する共濟規約を設けた事がある。その田地を義莊と呼んだ。これは凶作に對する救急法として共同貯米所を官府の手で設置した義倉といふものゝ小型であるとはいへ民間で自治的意義に本づいて設けたものであるから官府の手で經營するゝ義倉とは趣意を異にして居る。義莊の範圍を擴大したとも謂ふべきものが南宋の朱熹(朱文公)の考案した社會である。朱熹は自分の住んで居た崇安縣地方の凶作を救ふ爲めに官府の貯

蔵米を借り出して利息米を取つて貸附をした。その利息米を蓄へ其れを資本として又貸附けをしながら爾後の救済に充てるといふ計畫でありその貯蓄された米は村の共有とし村の長老がその管理者となつた。つまり社會は村の自治的義倉とも謂ふ可きものである。社會の社は昔の里に相當するものであつて今日我が國でいふ所の町村に當るものである。社會は町村の共済組合といふ意味を有つて居る。右のやうな經濟上の共済といふ目的では無く教化の方面で自治的成績を挙げやうとしたものもある。宋の程伊川に就いて學んだといふ呂大中・呂大防・呂大臨・呂大約の四人兄弟が所謂呂氏郷約を設けて地方人を教化しやうとした事がある。その郷約には徳業を勧め合ひ過失を戒め合ひ禮俗を以て相交はり患難には相助けるといふ四大綱を掲げた。かういふ類の企ては多々現はれて居るが呂氏郷約は殊に著名なものである。

明末に起つた東林黨の領袖たる高攀龍は同善會といふものを起して次のやうな趣意を公にした。
 (一)位地と階級とを問はず凡て善に向つて進まんとする同志を集める事、(二)會所を設けて講話會を催し時々巡回講話を開く事、(三)會費と寄附金とを集め之れを以て貧困の人たちを救ひ殊に死者への棺を供給する事、(四)災難を救ひ病氣を治はす等の一般の救済事業を實行する事、(五)講話集その他の勸善の小冊子を頒布する事。如上の趣意で始まつた同善會はその後世人の注目を惹き次清朝に至つて頻に然ういふ類の企圖を奨励するやうになつた。今日の支那にも然ういふ類の會合や建物が澤山ある。例へば孤兒院・貧民收容所・施療院のやうなものは通常として何の保護者も無い哀れな老人たち

を收容する棲流所があり、捨子の私生兒を受け取つて養育する私生兒救生所があり、妓女婢妾のやうな不幸な境遇に苦しむ婦人たちを引き取つて教養を施すための濟良所がある。右のやうな事業を一手にまとめた同善堂といふものもある。又支那には墮胎と嬰兒溺殺の風習の行はれて居る地方が多いので其の風習を矯正する爲めの保嬰會といふものもある。

支那の社會的生活の暗黒面にばかり眼を着けて考へると支那の自治的慣習といふものも只體面を飾り目前を糊塗するのみであつて殆ど實効の無いものと思はれるかも知れない。例へば前に述べた同善會の會則の中に勸善の小冊子を頒布するといふ事がある。この類の小冊子は支那では特に善書と呼ばれて居る。太上感應篇だの功過格だの陰騭文だの勸孝文だの惜字文だのといふ類の小冊子が夥しく作られて居る。是等は儒佛道三教を融合して實踐道德の卑近なる教訓書として著はされたもので大體宋代の頃に起りその後續々世に現はれて來たものである。それ等の善書は施本として頒布されるのであつて然ういふ施本をすれば因果應報の理に由つて世間を益するばかりで無く施本者自身が幸福を與へられるものと思はれて居る。そこで然ういふ善書の施本をする事は畢竟自分の幸福を目的とするのであつて美名の下に利己を圖るに過ぎないといふ解釋が起り易いのである。實際善書の施本者の中には自分の幸福といふ事を目的とする者も少なくなからう。然かし善書頒布の根本の目的は必ずしも利己にあるのでは無く全く人々互に相勧め相戒めて善良の風俗を作らうといふ點に存するのであつて宋代以後の支那には善書といふものが社會的生活の上に輕からざる感化を與へた事を否定することはでき

ない。凡て支那の社會的生活の暗黒面ばかりに着眼して批判を下すのは正當で無い。只支那に於ては慣習を其のまゝに保守するだけで其の改善といひ向上といふ點に力を注ぐ事が少ないといふ傾向があるからしておのづから慣習の活氣を失ひ只形式を備へるだけとなる場合がある。これは餘り經驗に重きを置き其れに拘泥し過ぎる爲めであらう。

七 會館と公所

支那古來の自治的慣習が社會的生活の諸方面に互つて様々の形を取つて現はれて來た事について茲に尙ほ一言を附け加へなければならぬ。それは現今の支那に行はれて居る會館と公所とである二ツとも自治的組合と謂つて然るべきものである。

會館といふのは或る土地に寄寓する同郷人たちが相互の親善と扶助とを圖る爲めに組織した團體である。例へば北京に寄寓する山西省の人々が山西會館を設けて相親しみ相助けるのである。同省の人で某地に寄寓する者が多い場合には其の省の中で又小さく區分してそれぞれの會館を設け或は出身者の少ない二ツの省が合同して會館を設ける事もある。會館は宏莊な建物を設けて集合の所となし總會を開き役員を備へ財産を有つて居る。支那の人々が遠く未知の地方へ出ても相慰め相助けて善く聯絡を通ずることのできるのは主として會館の力である。

公所は同業者の營業上の團體である。必ずしも同郷人とは限らないで専ら營業の信用を保つて同業

者相互の利益を進めるのを目的とする所の團體である。然かし同郷人たる同業者が集まる場合もあるから其の際には公所にして會館の性質を兼ねる者も起つて來る。公所は同業組合といふ可きものであるが其の中には工匠の組合と商人の組合とがある。然かし工匠の組合よりも商人の組合の方が遙に有力であり商人組合の中でも銀行業者の組合が經濟上最も重きをなして居る。公所の組織は會館のものと大差は無い。公所は職業に由つて分れ又地方に由つて分れて居るが支那全國を通じた同業組合は組織されて居ない。會館も公所もその故郷で崇拜する神又は聖者を祭り其の職業の保護者としての神又は聖者を祭つて居る。同業組合でいふならば裁縫業者は黄帝、米商は神農、布商は葛仙王を祭るといふ類である。營業上の信用並に歩調の一致といふ事は公所の重んずる所であり之れに由つて支那の商工業者間に於ける公德が割合に善く保たれて行くのである。然かし組合の結果が固い爲めに事業の自由競争に伴ふ進歩が妨げられ又地方に由り品物に由つて度量衡を異にするといふやうな實際上の不便を伴つて居る。

會館といひ公所といふ組合が何時頃から現はれたかといふ事は判からない。その發生事情も正確にたどり難い。然かしかういふ組合の現はれたのは支那の内地の交通が頻繁となり甲地から乙地へ往來寄住する者が多くなり物資の需要供給の範圍が大きくなつて商賣の活動の地域が廣くなつて來てからの事であらうと想はれる。然うだとすれば唐代以後の事かと推測される。殊に古來の地方自治的制度が破れて一般人民が不安に脅かされおのづから自衛の手段について考慮しなければならなくなつたと

いふ事は組合の發達を促す有力な一因となつたであらう。然うすればやはり唐代以後に發達したと見るのが穩當である。但し同郷組合即ち會館の發達については内地往來が繁くなるにつれて異郷に寄寓往來する人たちの言語の不通といふ事が同郷人を一所に集合させる直接の動機となつたかも知れない。なほ後日その問題を再考する事としやう。今は會館と公所との二ツの組合が支那の社會的生活の上に現はれた自治的慣習の一端であるといふ事を述べるに止めて置く。而してかういふ組合が現はれて來るといふ事は政治上の紛亂にも係らず支那民族の生活が案外平調を保つて行くに付いての重要な理由であることを注意しなければならぬ。

八 結 語

静かな森の中に嚴かな神やどりの樹を選び祭壇を建て玉垣をめぐらし春秋二季の祭事には里人群れつどつて神前の嘉宴を催ほし長者父老の訓示を聽いて相互の和合を温めたといふ古の里社の面影は之れを文獻の上にたどつて想像する外は無い。里は地方自治的組織の單位となり社は社會的團結の目標となりそれに宗教的色彩を加へて里社の意味が活躍しつゝあつたのである。

時の力に押し流されて里社の意義が弱められ郷官の制度が姿をひそめた。然かし今日と雖支那には古來の自治的慣習が社會的生活の諸方面に流れて居る。

數多の家族が集まつて村を成し村の發達したものが都市となつて居るといふ有様は今も昔に異なら

ない。家族には家廟があり村落や都市にもそれぞれの廟が設けられて居る。昔のまゝの社祭こそなければ今でも土地親爺が地神として崇められて居りその神を祀つた城隍廟の祭りは絶えない。地神ばかりで無く福德の神として關帝(關羽)があり文學の神として文昌帝君があり雨の神として龍王があるといふやうに都市と村落とを通じて神廟が到る所に散在し其の祭事は其の住民の和合を助けるばかりで無く其等の神廟は住民たちの共同の手で保管され集會所ともなり相談所ともなつて居る。神體には古今の相異はあつても神廟が社會的團結を助ける有力な機關となつて居る事は古今相同じである。但し敬神の誠意から神廟を尊ぶといふのでは無く寧ろ社會的和合の機關として又福德祈願の祭壇として神廟を建てるといふ古來の慣習が續いて居るのである。

更に他の方面を窺つて見ると道路の修造といひ橋梁の架設といひ防火の設備といひ夜警の用意といひ點燈の施設といひ凡そ秩序安寧の維持に必要な設備は今日と雖殆ど皆地方住民の自治的施設に本づいて實現されて居る。宋の王安石が地方民の自警自衛の爲めに考案した保甲法の如きも最近まで天津地方に行はれて居たさうである。前に述べた會館・公所の如きも自治自衛の意味で組織されて居る。

支那の歴史を觀れば政治的動亂や官司の横暴のために民衆の生活が脅かされた例は數ふるに違なき程である。唐の杜甫は安祿山大亂の慘害を悲しんで石壕吏といふ詩を作つた。民家の青年が悉く徵集されて老婆までが陣中の炊事役に驅り出される慘狀を述べたものである。多恨の詩人が動亂に伴ふ民衆の苦況を見せつけられて悲愴の感に堪へなかつたのは尤も至極の事と謂はなければならぬ。然

かしさういふ慘狀を過大視して支那の民衆が常に政治的紛亂の苦るしみに喘いで居ると見て了うのは
 正當な判断ではない。政治的動亂に揉まれ官司の苛責に惱まされる事は免かれないにしても支那民衆
 の社會的生活は案外平調を保つことに慣されて來たのである。その理由としては古來自治的慣習が支
 那の社會的生活を一貫して行はれて居たからであると答へなければならぬ。支那の政治的狂瀾の底
 には案外穩やかに賑はしい民衆生活の流れが通つて居たのである。

一ツの國といふよりは寧ろ一ツの世界とも見るべき支那の國情を考へるに方つて支那の政治論や道
 學説ばかりを參考して批判を下だすのは至當で無い。國家としての支那の外に社會としての支那を眺
 め其の民衆生活の實相を考察することは支那研究の重要にして且つ興味深き一面である。(完)

東洋政道の理想郷

莊内藩轉封事件の實際と意義

緒言

角田貫次

朝鮮にある七義士祠堂は征韓の役に彼の朝の皇子を護して殉難した七義士を祭つたものであ
 る、その碑文には「大唐の天子を以てしても江北一人の義士なきかと長歎したのに、我國には
 この忠烈の七士がある」と記して居る、大唐の天子とは玄宗を指したのであらう、彼年少即位
 のとき、秘府の珍寶珠玉を焚いてその決心を示し、韓休の峻諫に心を痛めながら、「朕瘦すると
 も天下は肥えん」と勵精した聞えの英主であつた、しかも一たび祿山の叛するや天下風を望ん
 で賊に降るを見て、彼は血涙を灑いて人心の頼むべからざるを憤り「嗚乎江北一人の義を唱ふ
 るものなきや」と長歎した、碑文はこれを指したのである、

吾等はこれを読む毎に憤りと愕きを禁じ得ない、苟も家國の大難に臨んで、何事ぞ醜くも賊前
 に跪つきその賊意を迎ふるに忙しく、世を擧げて七烈士あるを誇りしたり、一人の義を唱ふ
 るものすらないとは、如何にその國民は不甲斐なしとて謂ゆる君臣の道はかくまで人心を繋ぐ

に足らざるものか、

然し道の罪ではない人の罪である、道は甚だ高く人は餘りに弱いのである、由來道德は其の政道である、君臣の道は政道の要諦である、天の化育を賛くる君とこれに參する臣とは、謂ゆる用を合してそこに君臣不二の聖境となる、この一境は甚だ高い、歐西人の説いた哲人國や理想郷は僅にこれを髣髴して猶及ぶところでない、

吾等はこの我日本の使命を知らねばならぬ、隣邦人の親た道や描いた理想は、その弱い彼等の手からこの完成と實現を吾等に委ねられて居る、己が祖先はその潑刺たる精神を以てこれを純化し美化し完成しやうとした、かくて東洋人の理想は新生命を以て我日本に虹の如く實現したのである、吾等はその最も意義高く、光輝ある一事例として莊内藩轉封事件を記述する

一

莊内、先づその地を見やう、

越後の海岸線を北上して秋田に入る間に、仙臺から西來する鐵道との相會する關河襟帯の小平野が莊内である、こゝに入るとは山又山の峻しさに驚かされぬ人もなからう、最上川の棧雲峽樹が西に開くと見れば、忽ち、眼も遙かに大平野の繪のやうに展開し來るには再び驚かされぬ人もなからう、鶴岡、酒田の二城を抱いて雞犬相連る百萬石の美田が、その昔から黄金なす豊旗雲を棚引して居るこの一境

こそはまことに選ばれた天區ともいへやう、

この地に古い傳説あつたことは勿論である、アイヌの遺した細かい地名によつて彼等のこゝに榮の一時代を持つたかは想はれる、莊内の名は己にその紀念語である、大和民族の代となつても永らく彼等アイヌの回復戦が續いた、謂ゆる北方の脅威とはこれのこと、數はく惱まされた末には出羽の國府を設けてこれに備ふることゝなつた、かくて京都朝廷文武の材幹がこゝに來つてその銳を盡して禦侮拓荒を策源するところとなつた、

しかも北方の強銳は俄かに衰ふべくもない、我武運は數はく拙なかつたにつけ、こゝに彼等は名垂る鳥海神祠に呵護祈願した、崇神に厚い當時から見て、特に千里戎馬に艱む彼等の目には、天翔ける金鶏のやうなこの山は如何にあらたに仰かれたことであらう、その威靈のいや高く聞え行くにつけついに朝廷の大祈願所となり、後には信濃以北の神社總鎮守として崇敬並ぶなき北日本唯一の靈社となつた、

信仰にはこの鳥海山あり、政令にはこの出羽の國府がある、莊内はかくて北方の中心として文武大官の武内宿彌、蜂子皇子、阪上田村麿、源義家等が前後して往來したのである、千里を隔つる京都天皇の稜威はかくてこの莊内を通じて、果てもない深山大澤の國や、熊に似た蠻人夷族の間に次第に光被して行く、その使命はやがて莊内の歴史であつた、こゝに普通の郷土史以上の意義が存するのである、この地に移植した京都文化が、それら文武東帯の官流や從屬の子孫によつて繼承せられた、彼等は

祖先の優族であつたことと文化の高度であつたことを回顧して、そこには一種の誇負と自信とを抱くを禁じ得ない、それがやがて臆氣ながら拓荒敷光の使命の自覺ともなつた、——政令策源の國府の館址に立ち總鎮守なる鳥海山の雄姿を仰ぎながら——この精神は一種豪宕なる自然風物に觸發して、祖先の持つた優雅なる京都文化に加へて、剛く深い北方氣分の内面的感激をも養ひ得たのであつた、選ばれた地と人、斯くて天寵はこの民族の來らん機會に於て一層高く靈に活き光に輝く日あるべきことを想はしめた。

不幸にも引續いた戦亂時代は人間馳突の徒らに騒しく、この地も上杉最上等の争奪の巷となつた、外に記すべきこともなかつた、然し潛める時代は俟つある時代である、一たび鑿らば起らんとする潛める水の時代である、流石に人國記者の炯眼はこれを見逃さなかつた、莊内は爲すある地と人と激稱して居る、後のことであるが一外人宣教師がこゝに來つて靈界偉人の出現地と豫定したのと同見である。

時は來た、徳川の世酒井氏が入國してからである、聰明な酒井氏はこの地と人に宿つて居る貴い傳統に依ることを忘れなかつた、地を鑿つて湧き出づるその泉こそ昔ながらの優越なる莊内の精神であつて、これを尊重することは自己の使命でもあり併せて自己を大にする所以でもあることを知つた、賢君忠徳が身命を捧げて精進卓勵の後には、理想國の榮光が地にも人にも見えて來た、かの昔堯舜の描いた聖國の輝きも仰かれて來た、これ決して單なる一地方の偶然事と見るべきでない、實に五千年來

東洋文化の中樞である哲人政治のその理想の實現は單にその地その人の小事件ではない、同時に世界人類の驚異であり、教訓であり、濟度であるからである、何等の液分曉であらう、この限りなく美しい聖國の君民をば、權力の名のもとに引割かうとしたとは、こゝに尊い莊内二十萬人の怒と忿となつた。

一一

天保十一年十一月酒井侯をば封域莊内より越後長岡に移さるべき台命があつた、車は莊内の上下にとつては晴天の霹靂であつた、これに屬する領民二十萬の赫灼たる大精神的活動を述べる前に少しく酒井侯の政蹟を説ねばならぬ、この地と人との關係を事件の準備として明にせなければならぬからである、

酒井氏は忠次を中興の祖とする、始めて酒井を氏とした先代廣親の弟泰親が徳川氏の祖で忠次の夫人は家康の叔母である、もと智勇の勝れた長者であつたから、衆望は家康といはないで忠次に集まつたとも云はれて居るが、彼は一意に家康を輔けて鴻業を完うせしめた功勳は長く徳川氏の忘れ得ざるところであつた、子家次を経て三代忠勝の代に信濃松代からこの地に轉封されたのが、抑酒井氏と莊内との因縁の始めである、十三萬八千石の提封といふのが百萬石の今日の大平野である、忠次以來の勳功に報いる意味でもあらうが、格別の家柄であるから東北のこの重關の地に永久に藩屏たれとの内旨

であつたとか、忠勝は驍勇を以て當時に鳴つた、入部以來の行動過激に失した點もあつたが、銳意に民政に努め前代以來の積弊を一洗するに適はしい創業者であつた、かくて新田溝渠の開鑿から賦課租税の改廢まで面目を一新するに至つた、寛延年間越後の百三十箇村が莊内の預りから離れるを惜んで永久酒井の治下にありたいとの一大訴願を起したなどに見ても、その善政が如何に民心を得たかは想はれる、數代に次いで絶代の名君と云はれた忠徳の世となる。

二二

九代の忠徳は稀に見る名君であつた、數たび江戸の開老に推されたのを固辭して、時の白川樂翁をして公出ずは此蒼生を如何せんとて痛嘆せしめたとか、彼の聰明なる、この地に於ける彼の使命を早くも看取して、この世の寵辱是非をば一切脱却してその一身を以てこの地と民とに盡さうとした、先づ非常な儉徳を以て自ら先じて、糜爛した太平末造の陋俗からこの地と人をば遠ざけやうとした、小鳥のやうな巧佞の徒や、浮魚のやうな浮華の輩は彼の尤も惡むところであつた、剛毅は善徳である、勤儉は聖徒の蹈むべき途である、一切の功利を顧みないで直に堯舜と共に我莊内の野に生きやうとした、彼は時々微行して、或る故老に尋ねて細かに民情の實際を知つた、一令を發するにも如何にも割切な一點の遺憾なきものであつた、道に謙虚な彼は民牧としての天に屬すると共に、封中一貧民あらしむるは彼の顧みて堪え得ぬところであつた、彼は如何にして「御百姓」と共に眞に生き眞に進まんか

は彼一生を辿じての至願であつた、この心を解せない奸吏や、浮華の徒や隋民やに對しては彼は峻嚴で許すところなかつた、これ等は御政道を恐れぬ許りでなく天の命のまゝにお預りした我御百姓を傷うからである、同時に厚く有能の村議を信用し、懇に故老に聞きよく孝廉の節を旌揚した。

斯うして百政よく擧つた、寛政八年その貸下米六十萬俵金百萬兩その他一切を下け切りとした封民に一貧民なからしめやうとの彼の理想は漸くその一段を實現して來た、府庫も充實し來ると共に地方の備荒米や臨時米も處在の倉稟に充實を告げた。

彼はかく經濟に注意すると共に、更に一層高い「人の心柄」を忘れなかつた、先王の要道は厚生にある然し厚生は功利の術ではない、高遠な道、光耀ある精神それあつての厚生でなければならぬ、謂ゆる堯になつて耕し舜になつて汲むの心柄は政治の極度であるを見た彼は銳意に、聖學の普及を圖つた、大規模な藩校政道館を興して普く子弟學徒をして道の淵源、學の來由を知らしめた、その聖堂の祭典は彼の尤も心を籠めたもので、蓬豆儀文まことに嚴かなものであつたと共に、洋宮觀花の詩文の宴などは風懷限りなく幽しいものであつた。

見てこゝに至つて吾等はこの君民際會の榮光を讃歎せずには居られない、莊内の地と人とはこの日の榮光を迎ふるに因縁誠に豊かであつた、「我來るは偶然ならざる」如く君より云へば、この地と人とは耕されたる地であり、準備されたる聖堂であり、先聖の遺綸を施すには誠に應はしいものであつた、これを地と民より云へば天の一方に望んでその君であり、久遠に憶れたその君であり、數百年鬱勃し

たこの心血を漉ぎ盡すべきその君であつた、春風春水今や一時に來た。この君民際會の歡喜結合は嘘へば水のやうに自然なるものであつた、誰が流水を斷つことが出來やう、石のやうに堅いものであつた、撃てば火が飛ぶのみである。

四

酒井氏轉封下命の原因事由共略述に止める。

時は十二代家慶の世であつたが、西丸大御所として白機家督の決するところで、執政水野越前が威權を弄したのもこの時代であつた、一方莊内は美封の噂高く、神田大黒として(藩邸神田であつたから)諸侯艶羨の的であり、己に姫路との換封も企まれたことあつた、川越の松平大和守は大御所寵姫の出で、寵姫お花の方も同じく莊内の美田に流涎して居つた、機を促へるに敏な水野は姫の望を達して大御所の意を迎へやうとしたのが抑の起りである。

酒井は忠徳の子忠器の時で、彼は徳川姻藩の重望を以て水野と相容れなかつた、殊に勤王に念ある彼は將軍名代として京都に參向の都度に多くの金米献上を例とした、これらも快しとせざる水野はついに轉封を以て一方寵姫に媚ひ一方忠器に酬ひたのである、莊内を長岡に、長岡を川越に、かくして寵姫の出大和守は莊内領主たるに至つた。

然し天下の重大事はしかく容易に行はるべきものではない、天保五年の企は遂げ得なかつた、剛愎な

彼は遂に決心して大老同職を強ひ電光石火彼の手づからこの轉封の台命を下した。

事は天保十一年十一月一日であつた、忠器在國の故を以て江戸留守役が奔馳して歸國命を傳へた、莊内の上下は愕然として色を更へた、山も愁へた、水も怒つた、悲痛の色は莊内の野を掩うた、然し台命嚴として山の如くである、一旦の遲疑は一層の深禍を買ふばかりである、輕舉は善處の策ではない、聰明な恭順はかくて執るべき唯一の途であつた、幾回協議の末台命假受書を差出すの止むなきに至つた。然し流水は斷ち得ない、石を撃ては火を飛ばす、藩主の恭順は恭順である、領民の恭順は自ら同じでない、天籠の宿るこの君民、流水堅石のやうなこの際會結合をば敢て濫に割かうとする、聖道の名の下に非違の台命は何の權威があらう、かくて二十萬の「蒙昧」の民は猛然としてその義に起つた。

五

彼等は所在に相寄つて轉封中止の途を謀つた、游佐組荒瀬組平田組中川組西郷組など莊内の野にある村々に至るまで、組頭庄屋肝煎から醫者僧侶百姓が相寄つての評議相談は、轉封中止本領安堵の訴願を遂げやう、止むを得ずば法度掟を犯すも退かず、死してもこの素願を貫かうとは悲憤漲る彼等の一致するところであつた、事は躊躇すべくもない、彼等は直ちに次の如く取かゝつた、

- 一、天地神明に御永城祈願のこと
- 一、公義に轉封中止を訴願のこと

一、要路大官に同様訴願のこと

一、隣國領主に援助懇願のこと

一、止むなくば藩主の上京を阻止すること

一、時々大寄合をなし方策を謀ること

一、各組この打合せをすること

一、最後の場合の決心をすること

これ等は封内二十萬の領民が堂々として進み行かうとする項目であつた、勿論智謀の士はこの外にも畫策するところあつた、或は故らに同志と離れて謀者となつたり、或は一層深く川越方に取入つて内部から畫策せんとした、或は計畫の世に洩れずに終つたものもあつた。

何より先きに頼むべきは神明である、莊内は神國である、鳥海山は威靈新なる巳が地と人の守護神である、彼等は身を以てこゝに禱つた、修法柴燈は云ふ迄もなく北國の嚴寒を犯して日參祈念を凝すものもあつた、月山羽黒金峰の諸神にも、遠くは鹿嶋、日光、松嶋から特に伊勢太廟には深くも潔齋字願の誠を盡した、天地諸神の明々なるこの心は必ず照覽せられう、この誠は徹せずには休まないとの概があつた、女小供は更なり病に臥するものまで、或は鹽を斷ち或は食を斷ちて蕃王永城祈願の聲は絶ゆる時もなかつた、中にも所在の稻荷社には居籠り熱禱を捧ぐるものも多かつた、稻荷は居成に通じて永城の吉縁であるからである、その實前に献ぜられたといふ本領居成大明神、何卒居成大明地の

族などは何といふ尊い言葉であらう、疾痛慘澹、今や彼等の心は永城祈願のみである、その心迫つては鳥の鳴くにも喜び風の吹くにも悲みもする、至情に何の理窟があらう』如何なる吉音ぞ、天樂の如く響き聞ゆる居成神社、この居成の目出度い、難有い神の御名こそは、彼等は一度この名を聞いては神光に打たれた如く、男も女も誰も彼も我知らずに走つて神前にぬかづいたのである、吾等はこの至純さ幼稚さから言ひ知らぬ貴い感激を興へられるのである。

六

何と云つても轉封中止のためには直前一路、將軍の直訴は最も力強い、第一努むべき途であつた、然し數度強訴を敢てすることは法を憚らぬことであるから、皆決死の覺悟あると共に最後の一人までもその意氣であつたが、こゝに彼等を惱ましたことは外でもなく我藩主の命に反く苦しさ辛さである。

藩主は恭順の實を盡して徐ろに善處しなればならぬ、苟も封内物騒しきことあつては、監視の厳しさそれは非常の危険であつた、かくて我を慕ひ我が爲めに訴へんとする民子至情の切なさを忍んでも、二百年の聚會の夙縁に反いてもその訴願は止めねばならぬ、こゝに涙を吞んで四周の關門を閉ぢ海路を塞いで領民の出國を嚴禁した、數々布令して親心の衷情を披瀝してこの運動を慰撫したのである。

然し彼等は藩主のこの苦衷に反かねばならなかつた、止んで止むべきでない、彼等は断然出訴の途をとつた、藩主の目を竊み國境を出で、は一人二人と落ち合ひて兎に角上京を遂げたが、早くも藩邸に知られて直訴を遂げ得なかつた、この西郷の十二人を最初としこれに次いた游佐、荒瀬の二十一人組が辛くも忍び隠れて、井伊大老の登城を要し、幸に駕籠に縋つて限りない彼等の心事を訴へた、これに勢を得た彼等は遂に水野、太田、土井の老中にも歴訴を遂げた、更に後繼の組々は藩邸の一層厳しき警戒を犯し前後大老へ訴狀を遂げたもの五組に達した、彼等の出京は固より容易の行旅でなかつた、關所は鎖され海路まで塞された以上、彼等は余儀なく北國の嚴寒に途なき高山を攀ねばならぬ、彼等はこれを鍋趣向と稱し十日分の米と鍋を背負つて雪山露宿の方を取つた、人目を避ける一人一人のこの苦行は固より決死の旅行であつた、然し次から次と續行して彼等の意氣は固より衰へなかつた、大事に處する苦心の一端に過ぎぬとしたのであつた、

七

然し固より一通りの上訴でこの重大事を翻へし得べきでない、一領民の名に就て一たび發された台命を覆すことの至難なるは分り切つたことである、上訴を繰り返した、この上取るべき途とは極力極機に與る上班諸侯を動かして、天下の公明な輿論の力を借ることは喫緊であつた、彼等は躊躇もなくその途を取つた、又も鍋趣向の決死旅行を冒し國境を出で、は、諸方に奔りその衷

情を披瀝愁訴した、老中諸侯の外、隣邦の秋田侯にも米澤侯にも會津侯にも仙臺侯にも水戸侯にも、猶も日光門跡にも矢部町奉行にも、尙この至情にして徹せられずば、神明の呵護ある限り全國の諸侯有ゆる要路に訴へ盡さずんば止まぬ氣慨であつた、今これら訴狀の一として秋田侯へ奉つたものを左に録する、これは秋田城外の新川にその駕籠を要して差出したものである、

乍恐以書面奉御歎願候、酒井左衛門尉領分羽州庄内田川飽海兩郡百姓總代の者共一同奉申上候、去子十一月中、領主所替被蒙仰候趣承知仕り一同奉驚入悲歎愁傷に沈み罷在申候、元來當御領主の儀は二百二十年以前御入國初て鶴ヶ岡御再興有之候程の儀に承知仕候、右兩郡の儀は濕地多にて最上川其外川々數多有之、荒地同様にて全御高丈無之程の所、被盡御丹誠御手許御入費にて右川々屈曲水吐不宜場所は夫々堀通或は海邊へ切落し、種々御手入有之水湛の災害無之様に被成、追て新田畑切開、その上往昔よりの變難有之候年柄は莫大の御高恩を蒙り、領内の者共安堵相續仕り、就中近年に至て去る己午當領の儀は前年未聞の大凶作にて一同餓死にも可及之處、領主役場に於て惣家中に格外の省略被仰付、右餘米を以て兩郡百姓共精力衰へざる様に、と、鹽、鮭、鱒等まで村々家別人數掛を以て被下置、在町共日々米穀御手擬又は殘借等被仰付、諸國より米穀莫大に御買入御救護被成下候に付、孤獨に至る迄餓死に相成不申以誠御恩澤の程重々難有一同感涙を流し候、右御高恩奉報度心掛農業相勵候得共連年凶作打續き、別して去申年は當領の儀は冷氣強く諸作皆無之村々難澁至極仕り、此上は乍恐御領主様にて如何被成下候事哉と奉存候譯は、當領主様は京都御名代をも兩度

まで御勤め被爲遊、その上御役向にて御物入多き中、連年の凶作にて御救ひ旁莫大の御借財成せられ候由に御座候へ共、猶、尙役領に於て諸國身元宜きもの共より金銀御借入被成下、其上御年貢は格別の御取立不足に相成候、猶又極難澁の者共には御救米その外古着まで被下置、誠に以て莫大の御仁惠筆紙に難盡申上難有仕合と奉存候此上は農事に粉骨碎身聊つゝも溜錢仕り少くは御恩徳に奉報度、同心掛罷在候處、此度不存寄御所替被爲蒙仰候に付き、領内の百姓共闇夜に燈火を失ひ、生れ子の母に離れし如く、老若男女悲嘆に沈み罷在候、右奉申上候通り、御恩君に離れ奉り候儀は難忍、兩郡の者一同精進潔齋仕居りお鎮守は不及申、領内靈山靈社佛閣に祈誓を掛け、只管御領主御永城爲在度、猶また御敷願の爲め領内嚴重の御締方を犯し、去子十一月下旬嶮難の深山雪中を潜り漸く出府仕候處、領主屋敷へ御差留に相成り嚴重の御手當にて宜敷御差下しに罷成、その上慎み被仰付、猶又御境目口々には増御役人被指遣、嚴密に御締相成候へ共、心外止むを得ざる事に付き同十二年下旬より當丑二月まで四度忍び出て江戸表へ罷出で、御役家様方に縋り御愁訴奉申上候處、御受更に無御座蒙御諭而領主屋敷に御引渡に相成り空く御差下に相成候も、御恩君に奉離候義難忍、兩郡の者共一同申合せ所々の廣場へ或は二萬人余又は三萬人余追々數ヶ所へ相集り、此度御參府被遊候は、再び御歸城無之事と相敷き、愚昧の百姓共御參府御差留可申上旨にて、何卒御永城被成下領内一同の百姓安堵に永領仕候様被成下度、只管御敷願申上候へ共御取上無之、此時節柄大勢打寄候ては騒立の姿に相成、第一御公儀に奉對濟ませられ難き旨にて嚴重に仰諭せられ深く慎み罷在候御共、

兎角不得止事、御參府後は組々村々密に申合はせ嶮岨の深山幽谷を越え、日數の野宿等仕り兩度出府仕り、重き御役家様方御駕籠に縋り御愁訴奉申上候へ共、此又御取受無御座、一同敷ヶ敷彌々沈み伊勢代參諸國神社佛閣祈願拜誓國內靈山靈社諸寺院祈禱意惰なく執行仕候儀に御座候間、定て神佛の靈驗も可有御座と奉頼候も、未だ御永城の被仰出も無之候は時至り不申候哉、是迄六度の愁訴も空く罷成候上、縋り奉るべき方も無御座、(中略)彌々日限杯の御催促在せられ候趣承知仕候に付、國中人氣荒々敷罷成り、愚昧の百姓此上何等の儀出來可仕哉も難計奉存候、乍恐御當代御治世より二百五十年来靜謐に相治り候御代、此莊内より如何の次第も出來可申哉、右に付き當御屋敷様へ御縋り奉申上候より外無御座と、先頃より兩度も罷出候處、山越道にて御指留に罷成、其上浦々獵船迄も御指留に相成候得共、不得止事と罷出、乍恐爲惣代私共計り御國內へ參り御敷願奉申上候、乍恐格別の御憐愍を以て、當領主御永城被爲成、兩郡百姓共永く安堵相續仕候様以御慈悲御救被成下候は、郡中一同無此上難有仕合奉存候以上

天保十二年六月

酒井左衛門尉領分

田川飽海兩郡

百姓惣代

個々の至情誠に人を動かすものあるでないか。書中の巳の年、申の年とは天明天保の飢饉を云ふので別けて東北は甚しかつた。數十萬の餓死に満ちた一大不祥の歳であつた。何の幸ひぞ莊内には一人の餓死者を見なかつた。藩の全力を擧げて救済に努め、移米を圖り、藩米を割き、備荒を開いて領内に殷はし、『尙も精力衰へぬ様に、と鹽鮭鮓を添へ、古着の衣類を加へて』この天民を愛護されたのは『筆紙に盡し難い御仁恵』であつた。さるに付けても『一同感涙を流し御高恩に報ひ奉らう』との心掛けこそ貴くも美しい言葉でないか。木果を投ずるは難しとしない、珠と受くるその感激こそ貴い極みである、『少しづつ溜銭仕り御恩徳に報ひ奉らう』とする暇もあらずに『存じも寄らざる此度の御所替』とは、二百年際會の君民にとつては眞に存じ寄らざることであつた。唯よく感激を知る、故に眞に『老若男女悲歎に沈む』の至情となる。こゝに至つては生死固より問ふところでない、台命の權威も彼等には憚るべきものではない、天下の諸侯に歴訴して一意に轉封中止の途をとるのみである。然し幕府の命は嚴として山よりも重い、搖るぎなき千代田の城闕を望んでは三百の諸侯は羊の如く従順であつた。卒然莊内一部の『愚昧の百姓』が騒ぎ出して當らず障らず、見送り聞き流して公儀を憚る賢明の徒の多いことは勿論である。然しこの『愚昧』は唯の愚昧でない、眞に恐るべき尊ぶべき愚昧である。誰か神明を恐れぬものがあらう、彼等の愚昧は神明に誓つた愚昧であつた、神明の宿つた愚昧であつた。

世は如何に太平に糜爛しても隠れた憂世の識者もあつた。それ等は次第にこの神明に近い、世にも美

しい貴い至情に動されずには居られなかつた、同時にこの至情を壓迫して或は激發するところ、この先き意外の大事に化するなきやを虞れしめた。仙臺藩の届書並に伺書はこの消息を語つて居る。

九

松平陸奥守國許玉造郡の内尿管と申所へ、去月五日羽州庄内田川郡飽海郡の百姓共、松嶋一見の由にて五人七人と申様追々三百人餘相入候に付き、忤間敷儀と通行差留め、先以右最寄驛場々々に止宿爲仕置、其筋役人差出承届候へば、委細別紙書取の通、數百年來御高恩に今更離散不堪悲歎、身命を抛ち候ても御所替御沙汰止に相成候様仕度願の旨申出、右様の事は不容易恐入る事に御座候間、再三理解申論候へ共唯々落涙一言の申披無之、尙又種々相論候に及納得、仍て其外に仔細無之候に付、右人數の内五人相残し外の者共歸村爲仕、右の趣酒井左衛門殿御役人へ其筋役人共より及掛合、御役人出張の上右五人の者も引渡申候、右願書可取受儀に無御座候間其儘差戻候旨、國許役人共申聞候、如前大勢擧て領内へ罷越悲歎哀慕の情狀不容易儀に御座候間、此後御聞置可申上旨申付候以上、

六月

松平陸奥守留守居

この届書に次いで左の伺書を差出して居る。先達家來の者より申達候通、庄内の百姓共三百餘人領内へ罷越し、漸申含爲納得致歸村候へ共、此上幾數百人群立可申儀難計、一休世上の噂候には無筋

所替と申事に候、公儀御政務向某加口入儀には無之候へ共、酒井左衛門尉何等の不調法無念有之候ての所替に候哉、委敷爲聞詰候へ共、無其謂、左候は、無故所替と申も無謂事とも不被存候、百姓共騒立候も下心全く夫より出来候哉に被察候間、永く日延にも被仰付候は、必定百姓共静隠に相成可申候間、左様被仰付候儀出来申間敷哉、右百姓共申分承候へば心底誠に不愆の至、及聞毎度及落涙、手當申付候へ共幾群立ち参り候節、如此毎度無限取扱候事にては國用も行達不申及迷惑候、不筋の儀なれば於關所差留の一人も相入間敷候へ共存寄至極の者を不實にあいらひ難致候上は愁訴又は祈願の所有之節承届次第何百人何千人にても、無差構領分通行爲致候ても苦しかる間敷哉、必右様に御日延難被仰付御譯入にて、身命を抛ち二郡一同一致いたし候上は如何様に企及可申哉、甚無心元様子相見え、近國の事に候へば領分不安堵に被存候間御暇相願歸國の上夫々手配等申間度候間、御暇願書差出候ても苦しかる間敷哉、此段相伺申候

六月十七日

松平陸奥守

流石に天下の重きに任ずる伊達侯である、分別あり詰問あり憂慮あり、随分思ひ切つた言葉でないか、『世上の噂候には無筋所替と申事に候』、『左衛門尉何等の不調法無念有之候ての所替に候哉』、知るべし天下識者の耳目はこの一大事に集つて来たこと、而して聞けば聞くほど、心外にも捨て置ならぬ城狐社鼠の振舞ひと憤つては、『無故所替と申も無謂事とも不被存』と詰寄らざるを得ない、若しそれ國境を犯して強訴せんとする隣國の百姓共をば『不實にあいらひ難致』と同情しその意氣

を認めて天下の伺書に公然『存寄至極の者』と讃歎するに至つては、莊内二十萬人の爲めに慥に百年知己の恩人であつた。

十

聡明な水戸侯も夙に理解と同情を持たれた恩人の一人であつた。同藩の軍學者を以て知られた山國喜八郎の上書は如何に當時一部の識者が、莊内の中止運動を見たかを知る點から、同時に同運動の側面記事としての點から見て好絶資料である。

羽州庄内酒井左衛門尉殿所替被仰付候に付、領地百姓共二百二十年來の恩義を感じ、此度離別仕候儀を歎き、百姓共追々御府内へ罷出歎訴仕候由、薄々承知仕一通の儀に可有之やと存罷在候處、去冬中より此節に至る迄俳諧遊歴の行脚に仕立、彼地に入込及見分候次第委曲書取筆記、此度御城下へ罷出候兵家より借請一覽仕候處、風聞御届等には凡三四萬人と承知仕候處、内實は十四萬人申合悉皆、不惜身命死地に入り、己に左衛門尉殿被致出府候途、中待請け、是れ領主を相留永く在城被致候様仕度と目論見候處、内評相洩候哉に付左衛門尉殿御役人共を被差出、何事に付ても公儀を奉敬承候譯柄、都て御奉公筋は上を敬ひ候を第一とする理害を叮嚀に教諭を加へられ畏り承伏致し一旦は鎮り候由、如此深く民心を被得候有土に有之候故、左衛門尉殿にも所替被好候筋に無之段は勿論の儀と奉存候、將亦微臣手附の間者の者御城下大奥向其外手筋を求聞候にも、井伊家を始め外老中兼

は、左衛門尉殿所替、不宜敷に被相心得候哉の處、今、一人口上に大御所様御頼みにて取扱候儀にて、今更相變候儀者決して不相成旨被申渡候由、畢竟違變有之候ては公儀御威光不相立故の儀は表向にて、内實は今一人退役も被致候儀故押張被居候哉に問者の者密々申聞候、嗚呼ケ間敷奉恐入候得共、聖人の御辭にも君子の過を改るや人皆仰之と御座候歟、顔回の大賢なるも過を再びせざるを以て亞聖の稱ある由、されば聖人といへども過なきに事あたはざる事歟に奉存候、乍恐有徳院様御夜話に御物語の御序、岩本内膳正へ赤穂復讐の始末被爲仰出給ひて、全く時の老中共愚昧の取計より奉起りしと上意被遊候由承知仕候、因之奉恐察候に、廟堂の上當給の衆の評議も決して手落無之とは難申事にて稀には了見の違ひ候事も御座候はんか、假令無據御方様より御頼にて被取扱候儀にても、物の大事に及候様子相見え候はゞその過を自分一己に被引受候儀、即退て過を補はん事を欲する本意に可有御座哉、是當路の臣たる者の勤向の眼目と奉存候、右一人の被申張候情實を莊内百姓共も相心得儀に座座候哉、彌所替に相成庄内家中長岡へ引拂候後に至候はゞ、必死の者共莊内へ罷出、今一人へ押入可申崩の口外は不致候得共難計趣、彼地遊歴の者筆記に相見申候、丈堤蟻穴の譬の如く瑣々たる事より亂の機と相成候ては、萬一天下の御辟事共相成可申哉と恐懼の至に不堪奉存候、尤佐命功臣の中にも左衛門尉殿は拔群の家柄にて、於公儀も御疎略可被遊御筋合は無之儀は勿論の儀に御座候へ共、時變にて如何様の事起り申間敷ものにも無御座、第一吉例先陣の名家、奥羽外藩鎮護として被差置候儀は、實に千里長城の御固に御座候處、詰る所は公儀御鋒先の鈍りに可相成奉存

候、乍恐大英明の神策を以て、只今の内、何とか御扱被爲在候はゞ、干戈に血ぬらさずして天下の萬民普く奉蒙御德澤候儀、乍恐大仁の御所行に可有御座奉存候(中略)況や二百二十年來善政に育ち候良民に御座候故、左衛門尉の外に君と申すもの無之ものと一途に思ひ入り事にて沸騰の民心取靜候儀、左衛門尉殿の前には畏り伏承仕候ても、逆も御沙汰止の儀に無御座候ては如何様に論し候ても安心屈服仕候儀有御座間敷、下愚の不移所、不惑至極無是非次第に奉存候、殊に後榮を不求儀に御座候故、萬一蜂起致候はゞ輕々しく可侮敷、小事には無御座奉存候、臣熟々地圖を以て推考仕候に羽州に國家無二の左衛門尉殿、奥州に命津候、御當國に乍恐御屋形様(齊昭候)御居被爲遊候御儀大祖神君國家鎮護にて御深慮の御遺意御嗣被游萬世不易の御制度に可有御座哉と奉恐察候所、不圖今般所替被仰出候儀、如何の御意味に被爲在候や、臣愚昧不肖不相辨儀に御座候、差當米月十日御百日(家齊將軍の百ヶ日)に被爲成候へば長岡引移りの期相迫り候儀御大切の御場合に可有御座哉、將又長岡引移も相濟跡領主被引移候期に至、若不肖儀に候はゞ土民と乍申無双の要害に據り殊に必死の百姓と申、旁由々敷大事に可及と奉存候、其上骸屍を關東の土に晒し名を後代に可顯杯の廻檄も相見え候間、萬一手分仕御府内へ罷出候道筋御國中通行仕候歟、又は中街道相通り可申敷難計様にも想慮仕候間、徳田口白川口御手當御人數密々御備被游御差止相成候上、御扱振合も可被爲在哉、何れ非常の珍事差起り申間敷物にも無御座候歟、竊に想察罷在候間乍恐密々御懷物に奉入御内聽候以上

天保十二年辛丑四月十八日朝

移封に絡む事由も明かになつて来た、この千里長城の鎮護をば二三の私欲に弄されることかと思へば領民愁訴の至情も吾から同感せず居られない、さるに付け領民二三萬の騒ぎ立とは未曾有の噂であつたのに、かくは内實十四萬と聞えたり悉皆不惜身命の結束とあつては、まことに容易ならぬことになつた、更にこれが一轉して事の機みに一同出府訴願の途に出られては、それこそ天下の一大事、取返し付かぬこと、憂慮したのは、この水戸侯もその一人であつた、

十一

前記の如く領民の倦むことない愁訴が漸く天下一部の反響を來すことになつた、その江戸に於ける發展經過を尋ぬる前に、吾等はこゝに姑らく領内に於ける彼等の行動を見なければならぬ、神佛の呵護と、具狀訴願とは、彼等の取り來つた重なる途として、取りながら、壯者は雪を犯して國境を出て、老弱は村にありて神佛に念じ一意にその素願成就の佳報を俟つた、然し事態は容易に遂げらるべき模様も見えなかつたので彼等は所在に集合して評議を凝すの途を取つた、一村の打寄る爲めには鎮守の杜や、方面部落の會するには廣い海濱や、山藪や草原などに打寄つて、一方江戸表の状況を聞き一方進むべき當面の策を議した、川北の五丁野、大濱、六所權現の大集合など實に悲壯を極めたものであつた、仙臺の軍師河津三郎兵衛の記録から當時の光景の一斑を拾記する、

一、大濱に集り候節には職相立て吹流は白赤黄の木綿にて搥え、大轍一流其外組々の小旗持出し、螺貝相用ひ千夫の長百夫の長と申す夫々の頭分御座候て、法令嚴重にて聊狼籍ケ間、數儀無之候由、領主役人共様々理解申聞せ候得共承知不仕候間其内より三四十人計願筋可申承旨申聞せ鶴ケ岡に召連候由、但大濱へ集候節近邊の町により、酒肴など相贈候處、酒は堅く禁候とて厚く禮を述べ、不殘其まゝ返候由、

一、大濱へ集候節左の通所々に建札御座候

一、作物猥に踏ちらし申間敷事

一、積置候萱は勿論下草等に至迄焚き申間敷事

一、御役人中へ對し雜言申間敷事

一、何事に寄らず私の喧嘩仕間敷事

一、酒田御町通行の節くは、へ、烟管並に火繩松明等皆無用の事

一、集候人數凡一萬人餘も可有之由、修驗者三十餘人峰入の立出にて斧鉞錫等を相持、螺貝を吹き嚴重の行列にて右場所へ入り護摩を焚き祈禱を終へ一同引取候由

一、藤島六所權現社地へ集候者其外所々に打寄り候者凡四五萬人可有之由、領主役人共夫々手配致相糺候處、領主發駕(參勤の爲上京)を何卒田畑御植付候迄指延くれ候様、左候へば大勢、一命を抛ち、江戸表へ罷登り候、歸國の儀奉願度所存の旨申出候に付、嚴重相論し、又和らかに教示致し候由、

尤、主より數人召捕候へ共、皆々恐怖懲果候様子も更に無之益死を決候、体に御座候由、

以上は光景記録の一節に過ぎぬ、集會して議するところは固より中止運動の方策であつた、當時は幕府の弱目であるだけ封内の行動監視には甚しく過敏であつた、從て領主の特にこれ等の大集會を憚つたも勿論である、然し彼等は今は臆することは出来ない、禮讓せしむるに似し堂々と集會した、天地神明の照覽するところ、必ず素願は遂げらるべきを信じて疑はぬのであつた、過激に亘り御迷惑に相當り候事は堅く御遠慮可申上儀ながら、數ならぬ身の相捨つべき節には水火も避くる所には無御座、二萬人三四萬人と相寄る彼等はこの決心を抱いて、深く慮り密に謀つて、義のあるところに勇躍した、

然し彼等は皆田圃忙しき百姓の身とて、決して皆富める、閑ある者ではなかつた、彼等は一身を投げ出したと云つても、進んで數十組百千人が次きから次ぎと諸社祈願に公儀愁訴に遠く國を出づることになつては、差當りその費用に對する苦心も一通りでなかつた、そのためには米あるものは米を賣り米ないものは家財を賣り、僅かばかりの家付の田畠を抛つものもあつた、無名氏が人知れず金窓から投じて助くるものもあれば、宿屋は宿泊を無料にし草鞋一足つゝを寄附するものもあつた、婦人は婦人で老人は老人で健氣にも我から氣を起して壯者を勵まし、笑つて水杯を交して出訴の門出を送つたものもあつた、中にも游佐郷の一人である、累代の御高恩今は躊躇すべきでないとして慨然として起つたが、折ふし妻病死して間もなく特に極貧のため出訴の一人に加はり兼しを憾んで、その娘と相

談の上、涙ながらに遊女奉行に差出しこれを旅費に江戸表に奔つたとのことである、

これ等銘々の義傳は今細かに述べる餘裕ないことを遺憾とする、たゞ天上を流るゝ大銀河も細かに見れば無數の光星の集團であるやうに、この未曾有の大運動、聖にも近い二十萬人のこの運動も細かに見ればこれらの銘々、中には情至り義迫るところ千古人の腸を絞る哀劇義談から編み出されて居ることを忘れてはならない。

十一

その二月は江戸參勤の例月とて、哀愁の中にも藩主出府の近きしと聞いては、參勤は參勤なりとも、事によりてはその儘移封となつて再び歸國の機ない永のお訣れとならずやとて、俄かに狼狽し國境清川指して數萬人駈け寄り殆んど號泣せんばかりであつた、評議の末この度の出府は御延期を願奉らん用なき橋を切り落せよ、船を川より引き上げよなど、追慕哀激唯ならずと見えた、藩主は驚いて説諭を加へても聞かぬ氣色もなかつたので、藩主今は行くに行かれず、病と稱してこの日の發駕を取止めた、當日の藩吏の發した説諭は、誠に至情を披瀝したもので聲涙並に下るの概がある。

其方共二百二十年來先祖より代々蒙御恩澤候百姓共の事に候へば、此度御所替は殘多奉存上候様は尤至極の事、又殿様にも其方等農業出精致し本務不怠事は常々御満悦の處、不圖此度其方共に御離れ被游候御事、誠に難忍被思召候、地着其方共の心中、又御立去被游候御心中も同様のことにて、

其方共の心中も深く察入り、又殿様御心中をも可奉恐察候、然れども高きも卑きも御奉公を申上候は同じ道にて、其方共殿様を大切に奉存上候も、殿儀公儀を大切に被思召候も御同様の御事にて、御山緒の御家柄に被爲入候へば、他事なく御一筋に御敬承被游候儀に候、如此公儀を御尊敬被游候に付ても萬一殿様の御事ばかり奉存上、心得違して御違背らしき筋を仕出し候者有之かと、殊の外御心配被游(中略)

此度御登被游候は、再び此地に御下被遊間敷と一途に思ひせまり、御引留申上又は御跡より江戸へ一同可罷登など存付候は、無餘義次第不便至極心中一同感泣に及候事共に候、右心入の次第も神佛の呵護も可有之、殿様にも深く御不便に被思召候(下略)

説諭もこゝに至て唯感謝の涙である、藩王の立場の苦衷も察されて余りある、流石に大集も哀泣あるばかりである、進んで送るの勇ないと共に強いて止むるも道ではない、茫然として次の日の参勤を、心には或は最後のお別れかを懸念しながらも、路を夾んで數萬の彼等は出行し駕籠の影を眼の限り見送つたのであつた。

さりながら懸念は愈懸念である、もしや移封と定れば大事は休す、一たび参勤の印立つたからは、速に歸國を願出でなければならぬ、一同は期せずしてこゝにお迎への出府となつた。

十二

彼等は直ちに出府して藩主の歸城を請うた、藩邸の説諭に答もせず、一封を差出して唯落涙するのみであつた、封書の文辭は例によつて情意の切なるものである、その最後のところを記さう、

兩郡一同に罷登候事も不相叶、申合候者共嶮難の山路を越え追々落合候人數を手分仕罷登候處、御役人御出張有之引留候者も有之、私共は漸出府仕當御殿様御迎に罷登候間、以御慈悲早々御下り被成下是迄の通庄内へ御永城御遊候は、一同重疊難有仕合に奉存候、乍恐是等の趣宜敷被仰下置度奉願上候以上

天保十二年丑六月

庄内 田川 惣代 百姓 飽海

眞情眞語讀でこゝに至つて吾等は感涙の滂沱たるを禁じ得ない、法を犯し嶮を越へ途中なほも取抑へられながら辿り着いた彼等は、唯一意藩主の『御迎』に罷登つたのである、『莊内へ御永城被游候は、一同重疊、難有仕合』と身命を抛つて『御迎』に出府したのである、『御迎』、君臣の歴史あつて以來かくの如き貴い『御迎』があらうか、天吏、民牧、天下は公器、鞠躬として天意を畏しみその化育を賛くる意味に於て、君の謙徳が天下の心と結び合つた眞の政道はやがて大道徳であらねばならぬ、四千年來賢哲の力説した聖國や、學徒の描いた理想郷も、歸するところこの一境に外ならぬ、かの誤つた禪讓放伐などは何といふ淺ましい言葉であらう、惡樹は惡人を宿す、王蒙の簞箠には意を迎へて上書頌徳するもの十三萬人あつたが、玄宗の西に走るや江北一人の義を唱ふるものもなかつた、吾等はこれを見

て聖道の餘りに高くして、人間歴史の餘りに醜さを痛歎せずには居られない、然し人間は如何に弱くとも天と離れての道は考へられない、天を慕ひ天に合するは人生の意義である限り、天に芽生へた道は地に實るの日なければならぬ、果然道は今生命ある、一段輝かしいものとなつた、昔に描かれた理想の實現はかくて今選ばれたる地と人とに俟つのである、莊内の地と人、その選ばれたる光榮を我等は警心愕目してこの移封中止運動に見るのである、その一齣である身命を顧みず我が藩主を『御迎』申すも、この聖國の民なればこそである、

十四

江戸に於ける藩主は四周監視の中にある、執政水野の眼は隼の如く光つて居る、領民が如何に御願しても苟も動かすべきでないことは明かである、歸城の願は遂に叶はずに終つた、二十萬領民はかくて如何なる道に出んとするか、彼等の意中を少し細かに述べねばならぬ、最初よりの彼等は底に無限の熱を藏しながらその行動は誠に穩であつた、出訴の止むなき途を取るとしても、その文辭、その言語態度はまことに純撲懇懃で人を動かすものあつた、しかも周密な智慮はこの大計に一の齟齬を來さず、一段一段取るべき道を進んだ、藩命を憚りながらよく事なく大評議を凝らし、蟻も洩さぬ警戒を出で、有ゆる要路顯官に歴訴し、以て天下の輿論にこの大事を訴へんとした、吾等はこの至情に深く感ずると共に、殆んど運籌に一點の非を打つべきなき、彼等の聰明に驚か

されるのである、六ヶ月に渉る今日一部識者は深く我に有利なる同情を寄することゝなつたが、しかし前途は容易ならず、動もすれば移封の期も近く迫つた氣配も見えないか、その日には彼等は如何の途を取る心であつたらう、想ふに彼等の聰明なる、その前に取るべき手段をば心に持つて居たらう、人事を盡さぬ前から濫りに先潜りして自ら惑ふことはしないであらう、隨時隨處に善處する外未だにそれと最後の決心などと騒立たなかつたは事實であらう、山田昇三郎日記の『數萬の良民凶賊の名を蒙り一人も残なく相果て、庄内一圓赤土と成候儀』とか、山岡喜八郎の日記『無双の要害に據り名を後代に可顯杯の回檄』とかは、一時の杞憂から一部人士の描いた想像でもあらう、廿萬の彼等の心事はより以上に純である、高明である、睿知である、一朝の事に激しても自ら好んで暴動に類する擧に化さうとは思はれぬ、怨を君側の姦に移してこれに斬込むの快に出づる如きは聖郷の民としては彼等餘りに高過ぎて居る、餘りに聰明である聖民的である、然らば彼等の至誠も努力もそれ迄のこと、一旦移封と決つた上は柔順に成行に終るべきであらうか、これ亦甚だ浅い見方である、彼等の至情は皇天后土しかし運命の盲従に終る無意氣のものではない、一面またその聰明は多くの隨時執るべき方策を授くる一大決心もあらう、同時に籌策もあらう、神明の照覽する限り、如何にしても何時になつても完全に吾主を迎すには止まぬであらう、決心とは何んなことであつたらう、二十萬人の一部の中には萬事非なるの時を考へたものもあつたらう、河津三郎兵衛の封書に川南の建札文を記してある、

若御轉領御日限御仰達候は、江戸表へ罷登乍恐候愁訴可奉申上所存に候、然は御跡御領主様へ御敵に罷成候に付、御仕置可被仰付は覺悟に候、右訴訟人共御引渡に相成候ば、相殘候人數組々一同打寄り長胸表へ御慕申上度可奉願候、若御取請無御座候は、無據御跡へ登り手分を定め御境目口一場所を見立、一同餓死可仕所存に相決候間、其節は相圖次第組々一同片時も無猶豫早速場所へ相詰候様可致候、右は二百余年の御厚恩可奉報期は此節に候、若身命を惜不參の輩は人面獸心に候間忠義一同之所存者は何分奉期其時迄認有之由に御座候

神明頼むに由なく愁訴顧みられず、愈藩主所を替へらるゝとなれば、彼等の一部は更に改めて出府して歸城を訴願すべく、是も許されず藩主長岡に赴かば、吾等一同跡を慕ひて彼地に行き、そこに新に吾等の聖郷を造らう、尙もしこれも許さずとならば神も佛も在さない、萬策こゝに盡きた、愈最後の時となつたのである、一同相携へて老若國境に至り北に我が故郷を顧み、南に我藩主の居城を望みながら一同従容として最後の義に就かん、刀を帯ふる士は切腹し田に耕す農は餓死するを法とすとか、我等はここに餓死して魂魄は永く藩主と莊内とを護らう、讀むて此に至て誰かこの壯烈に泣かぬものはあらう、

二十萬の領民の至心はこれである、然し早断してはならぬ二十萬人悉くの申合たとまで行つたのではない、形勢は今が大事の瀬戸際である、彼等の首領は盛に奔走して事を圖りつつある、或は要路一部の所見は我に有利ならんとする兆も見えた、特に水戸侯が肝膽を砕かれ居るを聞知した彼等は微かに

光明に接した感じもあつた、尙彼等の中には移封後に對する秘策を畫するものもあつて、決して失望に終るべきとは思はなかつた、しかし身を抛出しての彼等である、最後の決心のあるべきは勿論である、否義氣骨髓に満て居る彼等でないか、見よ彼等が相會した大寄合ひの野に高く、翻した丈余の旗には墨黒々と書き染めて居る、

『雖爲百姓不仕二君』

一語火の如く人を焼かうとする百姓、この百姓に對して愧死せぬもの天下幾何があらうか、雖爲百姓不仕二君、鬼神も避くべし神明も覽はすべし、吾は特にこの二十萬人の聖的なしかも義烈な運動に對して誠に應はしい好標語を得たを喜ぶものである、

十五

公伯上班の間では初の程は、台命一たび下つたからは是非の論も憚り多いこととしたが、次第に噂の高まるにつき移封の事由因縁の非理なることが蔽はれずになつた、同時に執政水野の横恣專權に對する反感は俄かに擡頭して來た、一方領民の出府して大老、老中以下に訴願するもの引續き、その至情に同情を寄するもの次第に出て來ると共に事情の容易ならざることを憂ふる識者も現れてきた、中には失政の大なるものとして所替沙汰止の外拾收の道なきを直言するものすらあつた、

井伊大老すら所替はその眞意でなかつたとも云はれる、從て領民の愁訴を聞くに吝まなかつた、山國

の手記には『上にて御出訴の度毎殊の外機嫌宜く候間、日々出訴有之ても宜く存候』などあるは寧ろ對水野の關係を語るものではあるまいか、然し諸侯の論詰する點は過失なき大藩に對し如何に公儀なりとも、一應の間糺しなしに所替を命ずるは不都合なりといふにあつた、此攻撃は大老井伊も免る、能はぬところである、藤堂侯は城中にて『是程の大變を何共不被仰唯越前守殿次第に被成候事御大老職にも御似合不被成候事』と嚴敷詰め寄り、大老面目を失して引込まれしものこともある、會津侯も固より厚く同情を以て莊内に接せられた、同じくこの點に於て大老の優柔と水野の専恣を憤慨せられた、伊達侯の伺書は前記の通りである、就中水戸侯に至ては夙に天下の重きを以て自ら任ぜる英傑物である、深く莊内に同情を寄せられる、と共に天下の爲めに憂ふべきとせられた、水野にして共政の拾收に堪えずとならば、上班たる溜詰(三家)の名を以て所替事件を取捌かうとの内意であつたとも傳へらる、是等は世に聞えたことであるが、次第に真相の明かになり來る共に、覇府の一大失政と見做され、從てこの解決は沙汰止消の外途なしとの意見が強調されて來た、或は時期の早晚の問題であつてその解決水戸侯によつて端を開かれるでなからうかとも見做すものも出て來た、

この解決の氣運に一石を投げたものは水野自身であつたことも不思議因縁である、水野は世論の漸く非なるを見て、喜ばざること甚しく益狼戾性を發揮して必ず斷行しやうとしたと共に、莊内領民の訴願を惡むこと甚しく、しかもその決死覺悟して續々訴へ來るを見てその不快に堪えず、ついに町奉行矢部駿州をしてその主領と聞ゆる佐藤藤佐を捕へしめた、駿州は豪爽俊敏を以て聞え深く所替を非議

した一人であつた、藤佐も材幹あつて慷慨の人、事起つてからはその運動の主腦として駿州とは夙に知己の間であつた、藤佐は辯力あつた、その陳述は實に堂々として理至り義盡るものであつた、駿州ますます感激して深く決心するところあり、將軍、閣老、執政の面前で藤佐三日間の口供に係る、事に絡まる夤緣結託の非理から特に領民の憤激實情まで、忌憚なく陳辯して聲淚並び下るの概があつた、水野は色を失つた、將軍の顔には安心の色が見えたその場で水野に三日の登城遠慮を命じて堀田備甲守等をして轉封の理非取扱を改めて審議せしむることとなつた、形勢は急轉した、迂餘曲折した千流萬派の水が龍門に至つて直下するやうに、寵姫の野心や、水野の専恣や、領民の義憤や、訴願、寄合、御迎から、天下諸侯の噂、評判に至るまでを包容した、九月に互るこの事件が急轉解決される日となつた、七月十二日に至つて左の台命を發せられた。

上の思召を以て轉封の沙汰に及はず、其儘莊内領地たるべし。

十六

台命の中止、それは徳川幕府あつて以來の破天荒のことであつた、前にも後にも唯一度の台命中止であつた、九鼎重からず台命これ重し、その重い台命が毛程にもない一藩の百姓の爲めに、行艱んだ末には中止の余議なきに至つた、これ百姓重く台命軽い爲めではない、台命は固より此世の台命である、然しこの百姓も一介の百姓ではない、台命の下にあると共に天の特命の下にもあつた、否この世のそ

れより先きに天意に協ふ民でなければならぬ、選ばれた地と人の意義がこゝに存するのである、故に台命こゝに臨むのは同時にそこに宿る天に對する畏敬がなければならぬ、畏敬を知らぬ權威は禍である、末期に跳梁する小輩は何うしてこの百姓の敬すべく畏るべきことを知らう、こゝに天を蔑みする罪に於て天意の宿つた地と人との怒となつた、聖火のやうなこの怒は貴くも恐ろしいものである、天意に背く人の心を焼き盡さすは止なかつた、これ驚愕した末には『上の思召』といふ中止を余議なくされた、莊内の地と人に宿る天意の前に台命は取消されたのである、

然しこの取消は決して將軍の徳を損するものではない、執政の過失を一旦改むるは日の蝕けて再び叩くと同じくそのこと善政の一であるからである、更に云へば末造のこの世に改過の機を興へた、彈力強いこの民あることは將軍の誇であらねばならぬ、人君の實は照車の珠でない、人である有道の人を持つことであるこの莊内の民、二十萬の有道の民をその治下に持つたことは何たる幸であらう、

由來道の名は甚だ高いと共に、その餘りに行はれ難きを見ては、道もついに神の宿らない豫言に終りはしないかとは君子の胸を痛めたところであつた、今思ひ掛けずもこの光りに接した、莊内のその民は道の民ではないか、その國は道の國ではないか、世に道の爲めにかくの如く貴ふべく驚くべきことがあらうか、古來賢哲の心を勞し思を凝らした、その道は今疑もなく實證せられ、理想は躊躇なく實現せられた、聖像が取巻かれた大衆の前に輝やかしく開眼したやうに、世はこの民と國の出現に歡喜しなければならぬ、しかもその治下にこの民と國とを有した將軍の爲めに祝福でなければならぬ、

十七

十二日中止の命下るや即日發した急使が十六日莊内に着いた、

吉報一たび傳はるや歡喜の聲は莊内の野に満ちた、中には喜極つて地に伏るもの號泣するもの、歩み得ないで樹にすがるもの、狂奔して河に陥るものもあつた、『祥雲影を垂れ瑞烟地を繞る』とあつた通り家は家ごと、街は街ごと幕を張り燈を掲げて途行く人と相歡呼した、『お据り』を据り』の歡びは忽ち所在の『お据り踊』となつて老若男女の別なく、湧き返る感激に七日七夜踊り廻はつた、神社といふ神社は報恩の祭祀は急はしく、燒柴護摩の烟に蔽はれた、藩主は厚くこの至情に感激して涙を以てこの光景を見るばかりであつた、金帛並に慶米一萬一千俵を顯はし誓つて道を以てこの民に酬ひ神明に答へんとした、

聖にも近いこの運動はかくて大團圓を告げた、事を舉げてから一人の私を挟むものもなく、事終つても一人の功を誇るものもなかつた、二十萬の百姓悉く無名の義士であり、無名の聖民であつたのである、最初に訴願して西郷に郷民七十七名の誓書が今も二つ残つて居る、その一は事を舉げるときのものである、一は事終つたときに神前に誓つたもので、それは此度のお据りは全く累代君徳の神明に徹したもので決して領民愁訴の爲めでない、もし誤つて領民奔走の爲めなど、毛頭思ふやうなことからば神罰觀面である、吾等はこゝにこの難有き御永城に感激すると共に再び田圃に勵んで一向御報恩に

努めやうとの血書である何といふ難有い言葉であらう、歎ばぬ泣かされた吾眼はこれを読んで又も千行の涙にかき曇らされるのである、美しいものは何處までも美しいのである、

十八

天保十二年は今から八十四年前である、二十萬の子孫は今もその祖の守つた家内を守つて居る、藩主の後代もこれ等の子孫に抱擁されて故城鶴岡の畔で清らかに郷事に盡されて居る、道に志ある士は一たび杖を曳いて、この地に流風餘韻を尋ねられることを勧めたい、

附記

領民がこのお据の感激を記念する爲め、稻荷(居成)祠を建て、藩主を祀つたものもある、永遠に藩主を記念する臧邦碑も建つて居る、『記録には合浦の珠といふ一切の顛末を詳記した大冊子も残つてゐる、中にも貴重なるは蓬が嶋と名ける繪巻物で、當時二十萬の百姓のこの件に關する一切の行動を詳に實寫して光彩目に迫るが如きものである、酒田の本間氏が特にこれを今年東宮に献納されしやに聞いて居る、

以上、史料に乏しい客中のこの一小文は、百世に輝くこの大運動大精神を盡し得ぬばかりでなく衷心冒瀆せぬやを懼れてゐる、たゞ未だ事の輪廓をも知らぬ人の爲めにと敢て公にしたのである、

(大正、一三、六、二六)

大正十三年八月十五日印刷
大正十三年八月二十日發行

(定價金參拾錢)

郵税金貳錢

編輯兼 東京府下南品川三ツ木八九四番地

發行者 土屋久泰

印刷者 東京市芝區白金三光町五十七番地 壽

印刷者 川口

荏原郡大井町寺ノ下一四二一番地

印刷所 大東文化協會印刷部

東京市麴町區富士見町六丁目拾六番地

發行所

大東文化協會

電話四谷 二九四〇番
振替東京六八五四番

524

135

終

